

## 死因究明等推進計画の案の作成方針について（案）

令和2年●月●日  
死因究明等推進本部決定

1. 死因究明等推進本部（以下「本部」という。）は、令和3年4月を目途に、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「法」という。）第19条に基づく死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）の案の作成を行う。
2. 死因究明等推進計画の案は、法第10条から第18条までに掲げられた基本的施策（下記の注を参照）を中心に、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な措置を定めるものとする。
3. 死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進本部長が指名する本部員及び専門委員により構成される検討会を開催するとともに、厚生労働省において、国民の意見を幅広く聴取する。

（注）法第10条から第18条までに掲げられた基本的施策

- 死因究明等に係る人材の育成等（第10条）
- 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（第11条）
- 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（第12条）
- 警察等における死因究明等の実施体制の充実（第13条）
- 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（第14条）
- 死因究明のための死体の科学調査の活用（第15条）
- 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（第16条）
- 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（第17条）
- 情報の適切な管理（第18条）